

令和7年度与謝野町国民健康保険税の計算手順

【算定の基本】

1. 国保税 = ①医療分+②後期高齢者支援分+③介護分 (40～64 歳)

2. 最高限度額 ※最高年税額以上は賦課されません。

①医療分 (66 万円)

②後期高齢者支援分 (26 万円)

③介護分 (17 万円)

3. 計算式

①医療分

1. 所得割	前年総所得－基礎控除 (43 万円) × 6.3%
2. 資産割	本年度の土地家屋にかかる固定資産税 × 35.0%
3. 被保険者均等割	30,400 円 (1 人当り) ※子ども (未就学児) に係る均等割額は 5 割軽減されます。
4. 世帯別平等割	20,400 円 (1 世帯当り) ※75 歳以上の国保被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行することにより、おひとりだけが国保加入者となるような世帯については、世帯構成が変わらない限り「特定世帯」として、最初の 5 年間は平等割額を 1/2、その後 3 年間は 1/4 をそれぞれ軽減します。

②後期高齢者支援分

1. 所得割	前年総所得－基礎控除 (43 万円) × 2.2%
2. 資産割	本年度の土地家屋にかかる固定資産税 × 13.5%
3. 被保険者均等割	11,000 円 (1 人当り) ※子ども (未就学児) に係る均等割額 5 割軽減されます。
4. 世帯別平等割	7,400 円 (1 世帯当り) ※75 歳以上の国保被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行することにより、おひとりだけが国保加入者となるような世帯については、世帯構成が変わらない限り「特定世帯」として、最初の 5 年間は平等割額を 1/2、その後 3 年間は 1/4 をそれぞれ軽減します。

③介護分 (40～64 歳)

1. 所得割	前年総所得－基礎控除 (43 万円) × 2.0%
2. 資産割	本年度の土地家屋にかかる固定資産税 × 19.3%
3. 被保険者均等割	13,600 円 (1 人当り)
4. 世帯別平等割	7,200 円

4. 国保税の軽減基準 ※**均等割額**と**平等割額**の合計に対して7,5,2割引するものです。

区 分	軽減対象となる世帯の課税基準総所得金額
7 割軽減	軽減基準総所得金額が 43万円＋（10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）） 以下の世帯
5 割軽減	軽減基準総所得金額が 43万円＋（30万5,000円×被保険者数） ＋（10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）） 以下の世帯
2 割軽減	軽減基準総所得金額が 43万円＋（56万円×被保険者数） ＋（10万円×（給与所得者等（※1）の数－1）） 以下の世帯

※軽減基準総所得金額：世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額となります。なお専従者控除額、譲渡所得の特別控除額も所得に合算します。65 歳以上で年金所得がある場合は、軽減割合を判定する際に特別控除（15 万円）が加算されます。（年金所得から15 万円を控除した額になります（15 万円に達しない場合はその額）。）

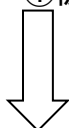
※1 給与所得者等：給与所得者と公的年金の支給を受けるもの。

※もともと国保加入者であった後期高齢者の方を含めて計算した場合、国保税の軽減基準に該当するときは、軽減措置を適用します。

※世帯主及び被保険者の方の所得が**未申告の場合、所得が分からないため軽減対象となりません。**

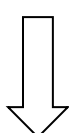
【税算定の流れ】

①被保険者世帯の構成確認 ※この際、**旧国保**の方も含めて世帯状況を確認します。



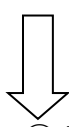
- 被保険者数 人 ●世帯主は？ 被保険者・ 擬主
- 40 歳～64 歳の方は？ 人 ●65 歳以上の方は？ 人

②被保険者及び擬制世帯主の前年度総所得金額の確認



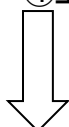
- 被保険者全総所得 円
- 擬制世帯主総所得 円
- ※介護分対象者（40～64 歳）にかかる金額も区分して確認。

③被保険者の土地・家屋にかかる本年度固定資産税の確認



- 被保険者全総額 円
- ※介護分対象者（40～64 歳）にかかる金額も区分して確認。

④上記3の計算式にしたがって計算。 ※旧国保の方は除きます。



- 医療分 ●後期高齢者支援分 ●介護分

⑤上記4の軽減基準により軽減判定を行い、均等割＋平等割の軽減額を計算し、総額から減額します。

その他、特別措置として、「被用者保険の被扶養者であった者（旧被扶養者という。）」が、扶養本人が後期高齢者医療制度に移行することで資格喪失となり、やむなく国保被保険者となった場合には、応能割（※1）を賦課しないとともに、応益割（※2）については、資格取得日の属する月以後2 年を経過する月までの間に限り、半額とします。（申請が必要となります）

※1 応能割…所得割及び資産割

※2 応益割…均等割及び平等割